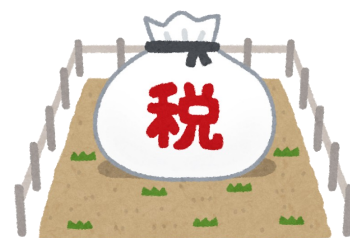


『R2年度税制改正大綱(10) 所有者不明土地への対応強化』

所有者不明土地が全国的に増加し、固定資産税の課税においても所有者情報の円滑な把握等が課題となる中、今回の改正では以下の対応が行われることとなった。1) 現に所有している者の申告の制度化: 登記簿上の所有者が死亡している場合、市町村長は条例により、その土地又は家屋を現に所有している者に対して固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができるとし、当該申告について、固定資産税における他の申告制度と同様の罰則を設ける。登記とは別に、遺産相続などで相続の対象となる人物を、市町村に申告するよう義務づけられることとなる。2) 使用者を所有者とみなす制度の拡大: 登記簿に所有者個人を特定するための情報が記されていない変則的な登記の場合ほか、一定の調査を尽くしてもなお所有者が一人も明らかとならない所有者不明の土地又は家屋に対し、市町村はその使用者に通知した上、当該使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、課税することができるとする。1)は本年4月1日以後の条例施行日以後に現所有者であることを知った者について、2)は来年度以後の年度分の固定資産税について、それぞれ適用する。適用があった場合に、過年度分まで遡及して納付義務が生じるかどうかは今後注目される。



『感染症に係る中小企業者対策 セーフティネット保証追加指定』

経済産業省は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、同感染症の影響を受ける業種に属する中小企業者の業況が悪化していることを踏まえ、中小企業者の資金繰り支援措置として、セーフティネット保証5号(※)の対象業種の追加指定を行うことを決定した。この措置により、一般保証と別枠の保証が利用可能となる。特に重大な影響が生じている宿泊業や飲食業など40業種が緊急追加指定となる。(※: 売上高等が減少している中小企業・小規模事業者の資金繰り支援措置として、信用保証協会が一般保証とは別枠で融資額の80%を保証する制度)。また、認定に当たっての基準について、新型コロナウイルス感染症の影響が顕在化している2月以降で、直近3ヶ月の売上高が算出可能となるまでの間は、直近1ヶ月の売上高等とその後の2ヶ月間の売上高等見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも可能とする時限的な運用緩和を行う予定。

追加指定業種は旅館・ホテル、食堂、レストラン、フィットネスクラブなど。3月6日に官報にて業種の追加指定を告示予定。先行して各信用保証協会において事前相談を開始する。なお、セーフティネット保証5号の利用には、売上高等の減少について市区町村長の認定が必要となる。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます